

「責任者選任届出書」の記載要領

- ◎ 責任者1名につき1枚作成して下さい。複数名を選任したときは人数分を作成して下さい。
- ◎ 「※」印の「受理番号」欄、「受理年月日」欄には記入しないで下さい。

1 ①届出者の事業所名又は氏名

「株式会社〇〇」「有限会社××」「△△相互会社」「支店長 北海道夫」のように記入して下さい。押印は不要です。

2 事業所

②「事業所の所在地」欄

- ・郵便番号を記入して下さい。
- ・ビルに入居している事業所はビル名、階数も記入して下さい。

③「業種」欄

別表1の「業種一覧表」の分類に従い、主たる事業業種を「中分類」「小分類」から該当するものを記入して下さい。

④「事業所の名又は氏名」

- ・「株式会社〇〇 □□支店」のように「支店名」「営業所名」「店名」まで正確に記入して下さい。
- ・「フリガナ」を必ず記入して下さい。
- ・複数の方を選任した場合は、部課名も記入して下さい。

3 責任者

⑤「氏名」欄

- ・選任された方の氏名を「楷書」で記入して下さい。
- ・「フリガナ」を必ず記入して下さい。

⑥「生年月日」欄

元号に○印を付して下さい。

⑦「役職名」欄

- ・別表2の「役職一覧表」を参照し、相当する役職名を記入して下さい。
- ・部課係のある場合には、「〇〇部長」「△△係長」のように記入して下さい。

⑧「連絡先」欄

事業所の電話番号を市外局番から省略しないで記入して下さい。

⑨「選任年月日」欄

責任者として選任された日付を記入して下さい。

4 ⑩「届出の種別」欄

責任者が異動等により変更となった場合、変更にもを付し、前任の責任者名を記入して下さい。責任者は事業所ごとに管理しており、前任者が判明すればスムーズな変更手続が可能となりますのでご協力願います。

事業所において初めて責任者を選任する場合及び責任者を追加する場合は、新規にもを付して下さい。

別表 1

業 種 分 類 一 覧 表

大 分 類	中 分 類	小 分 類
農業、林業、漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業 ・ 林業 ・ 漁業 	
鉱業、製造業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱業 ・ 製造業 	
建設業、不動産業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業 ・ 不動産業 	
電気・ガス・熱供給・水道業、通信・運輸業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気業 ・ ガス業 ・ 熱供給業 ・ 水道業 ・ 通信業 ・ 運輸業 	電信・電話
卸売・小売業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卸売業 ・ 小売業 	
飲食店業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般飲食店 ・ 料飲関係風俗営業 ・ 酒類提供飲食店（風営法第33条に規定するもの） 	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ
金融・保険業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行・信託業 ・ その他の金融業・金融附帯業・投資業 ・ 証券業・商品取引業 ・ 保険業・保険媒介代理業・保険サービス業 	農林水産金融業、中小企業・庶民 ・ 住宅等特定目的金融業、補助的金融業、金融附帯業、投資業
サービス業 (娯楽業を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品賃貸業（リース業） ・ 旅館、ホテルその他の宿泊所（ラブホテル業を除く。) ・ ラブホテル業（風営法第2条第6項第4号に規定するもの。) 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯業 ・理容・美容業 ・浴場業(個室付き浴場業を除く。) ・個室付き浴場業（風営法第2条第6項第1号に規定するもの。) ・風俗関連営業（風営法第2条第6項第2号に規定するもの。 〔個室付き浴場、ラブホテル業、ストリップ劇場を除く。〕）及びデートクラブ、テレホンクラブ等性風俗に関する営業 ・医療業、保健衛生業 ・廃棄物処理業 ・その他のサービス業 	<p>家事サービス業、放送業、駐車場業、自動車整備業、その他の修理業、協同組合、情報サービス・調査・広告業、専門サービス業、宗教・教育・社会保険・社会福祉・学術研究機関、政治・経済・文化団体、その他のサービス業</p>
<p>娯楽業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・映画業、劇場、興行場、興行団（ストリップ劇場を除く。) ・ストリップ劇場（風営法第2条第6項第3号に規定するもの。) ・競輪・競馬等の競技団 ・体育館、ゴルフ場、ボーリング場、テニス場、公園、遊園地 ・マージャンクラブ ・ぱちんこホール ・その他の遊技場（ダンスホール等) ・その他の娯楽業（芸ぎ業) 	
<p>公務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国家機関 ・都道府県機関 ・市町村機関 	
<p>その他の産業</p>		

別表 2

役 職 一 覧

分 類	役 職 名
代表権を有する役員	代表取締役、会長、理事長等
役 員	取締役、監査役、理事、監事等
出 先 の 長	支店（社）長、営業所長等
部 長	事務局長等の相当職を含む
課 長	相当職を含む
顧 問	参与等の相当職を含む
そ の 他	課長代理等課の長に至らない従業員